

抄録

2009年4月から在籍している東北大学法学研究科・法学部の概要、同学知的財産部の概要、および、同学における筆者の経験について紹介する。

1. はじめに

特許庁から2009年4月より東北大学法学研究科に出向し、大学で知的財産法の教育・研究活動をする機会を頂きました。既に出向から1年9月あまりが経過しましたが、まだまだわからないことも多く、手探りの状態が続いています。また、教える立場として赴任してきたのですが、むしろ学ぶことの方が多く毎日です。

これまで、法学部、法科大学院、研究大学院での講義や演習、工学研究科での講義等の教育活動の他、東北大学の知的財産関連業務、大学入試関係の業務等の仕事も経験させて頂きました。特に感じたことは、大学教員には、教育・研究活動の他にも、カリキュラムの検討、入学試験の実施、外部評価への対応、競争的資金の獲得、広報活動等の様々な業務があり、教員の仕事は多様だということでした。

本稿では、東北大学、法学研究科について紹介する他、東北大学での経験について、私を感じたことも交えながら紹介させて頂きます。

2. 東北大学について

(1) 東北大学について

特許庁には東北大学出身の方も多いため既にご存じの方

もいると思いますが、東北大学は、1907年(明治40年)に東京帝国大学、京都帝国大学に続く3番目の帝国大学として創立しました。創立以来、「研究第一」、「門戸開放」を理念として掲げており、後者の理念の1例として、1913年(大正2年)には、日本の大学として初めて3名の女子の入学を許可した大学です¹⁾。

また、研究の面でも、「研究第一」、「実学尊重」の伝統の下、特許庁において選ばれた十大発明家の中に、KS鋼の本田光太郎先生、八木アンテナの八木秀次先生の2名が入るなど²⁾、産業界に大きな影響を与えた歴史的な発明もなされており、現在でも、企業との共同研究等の産学連携活動が積極的に行われています。

現在、東北大学は、10の学部と17の大学院研究科、金属材料研究所等の5の附属研究所、法科大学院等の3の専門職大学院、その他病院や複数の共同教育研究施設等を有し、約18,000名の学生、約2,900名の教員を擁する非常に大きな大学です(平成22年5月時点)³⁾。杜の都、仙台市内に5つの主要キャンパスがあり、そのうち法学研究科は青葉山の中腹の川内キャンパスに、法科大学院は仙台駅に比較的近い片平キャンパスに位置しています。

(2) 東北大学法学研究科・法学部について

東北大学法学研究科・法学部は、設立当初に設置された

1) <http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/02/about0201/> を参照。

2) <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/rekishi/judai.htm> を参照。

3) <http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/01/about0101/> を参照。

法文学部から始まりますが、戦後の1949年(昭和24年)に、新制大学に切り替わり、法学部・文学部・経済学部に分立して誕生しました⁴⁾。法学部は、「法学・政治学に関する正確な基礎知識を身につけ、正義感覚と幅広い視野から社会に伏在する諸問題を発見・分析し、その解決に努めることをもって、良き社会の実現に貢献する人材、『法政ジェネラリスト』の養成を行う」ことを理念としています⁵⁾。

現在、法学研究科には、法学部に加えて、研究大学院(法制理論専攻)、公共政策大学院(公共法政策専攻)、法科大学院(総合法制専攻)の3つの大学院があります(図1⁶⁾)。

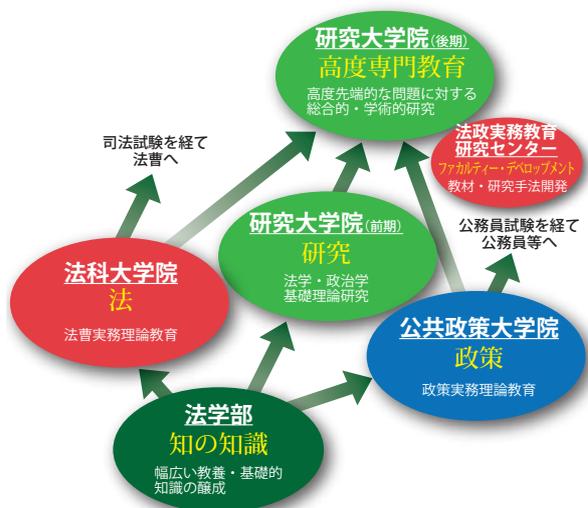


図1 法学研究科の組織

研究大学院は、教育課程としては博士課程(前期・後期)に相当する、法学・政治学のあらゆる分野にわたる学術研究を担う大学院です。その目的は、「現代社会の諸問題に対し理論的観点からの研究を行うこと、さらにその成果を踏まえて、理論的研究と法律実務・政策実務との接点に位置する法科大学院および公共政策大学院に、新たな知見を提供する」ことです⁷⁾。

公共政策大学院は、国家・地方・国際公務員などの「政

策の企画立案についての専門性を有する人材を教育する大学院」として⁸⁾、2004年に開設されました。公共政策大学院には、現在、中央省庁(総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省、公正取引委員会)から6名の教員が実務家教員として赴任し、講義やワークショップを担当しています。

法科大学院は、ご存じの方も多いと思いますが、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院⁹⁾であり、修了すると新司法試験の受験資格と「法務博士(専門職)」の学位が与えられます。法科大学院を核とする法曹養成制度は2004年(平成16年)から導入されましたが、東北大学でも「優れた法曹を養成する」ことを教育理念として同年に法科大学院が設置されました¹⁰⁾。法科大学院には、法理論と法実務の高度な連携を实践するため、実務家教員として、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者等からの専任教員や非常勤講師が多数在籍しています。

3. 東北大学法学研究での仕事について

私は法科大学院の実務家教員として任用されていますが、学部や研究大学院での授業のほか、工学研究科での講義、その他の業務も担当しているのので、以下に簡単に紹介させていただきます。

なお、大学において、講義や演習等をどのような内容でどのように実施するかについては教員の裁量の幅が非常に大きく、教員の属人的な能力、知識、経験、情熱に大きく左右されることとなります¹¹⁾。以下にご紹介する内容については、あくまで私が行ったこと、私が感じたことであり、他の大学や他の教員すべてに当てはまるものではないことを付言しておきます。

(1) 法科大学院での講義

東北大学法科大学院では、知的財産法に係る講義科目として、知的財産法Ⅰ(特許法)、知的財産法Ⅱ(著作権法)、知的財産法発展(特許法・著作権法)の3つを開講しています。知的財産法Ⅰでは特許法、知的財産法Ⅱでは著作権

4) <http://www.law.tohoku.ac.jp/about/> を参照。

5) <http://www.law.tohoku.ac.jp/faculty/study/> を参照。

6) 図1の出典は、東北大学法学ホームページ <http://www.law.tohoku.ac.jp/faculty/graduate/>

7) <http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/> を参照。

8) <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/outline/> を参照。

9) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条第1号には、「法科大学院」について、「……専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう」と定義されています。

10) <http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/gaiyou/mokuteki.html> を参照。

11) 安田太「政策研究大学院大学における知財プログラムについて」特技懇250号(2008)23～29頁。



法科大学院の教育拠点である片平キャンパスのエクステンション教育研究棟

法についての基礎知識の定着や重要論点の整理・理解を目的とし、知的財産法発展では、さらに応用事例の解決に必要となる思考力を身につけることを目的としています¹²⁾。本学には知的財産法を専攻とする教員が私を含めて2名いますが、私は主として知的財産法Ⅰの審査実務等に関わる授業を担当したほか、知的財産法Ⅰと知的財産法発展の特許法全般の授業のサポート等をさせて頂きました。

法科大学院の学生の目標の1つは新司法試験に合格することであり、知的財産法を受講する学生の多くは新司法試験の選択科目として知的財産法を選択しようと考えています。また、学生の中には、将来法曹になってから知的財産法を専門とする実務家になることを考えている方もいますので、毎回授業の予習をきちんとできており¹³⁾、授業も真剣に受講しています。

授業後に学生から質問を受けることも多々ありますので、講義を担当しない授業であっても事前の準備は欠かせません。特許法の論点は多岐にわたり、実際に訴訟となった事案が複雑化し論点の細分化・深化が進んでいるように思われますが、1年目は準備が本当に大変で、複数の基本書や多くの判例、必要に応じて論文を読んでいた。準備をそれなりにしてきたつもりでも、質問のときに、逆に学生から色々なことを気づかされることも多かったですし、試験の答案の採点のときにも、今まで思いもつかなかった視点を発見することもありました。

(2) 法学部での講義

法学部の知的財産法では、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法の6つの法律を扱います。先述したように知的財産法を専攻とする教員が2人いるので、分担して、私は特許法、実用新案法、意匠法を担当しました¹⁴⁾。

授業にあたっては、毎回レジュメを配布するようになっておりますが、1年目はその作成が大変でした。法学部生ですと、知的財産法に初めて接する機会になるので、どのような話をすれば興味を持ってもらえるか、どのように説明をすれば理解できるか等を考える必要があります。一方で、法学部生として卒業後の進路先(大学院、企業等)で期待されるだけの内容を十分に盛り込みたいとも考え、複数の基本書に照らして色々悩みながら、授業内容の検討やレジュメの作成を行いました。

最後の講義のときには、アンケートを学生に書いてもらうこととなりますが、それは、学生からの私に対する評価ですからドキドキしました。また、試験の答案の採点は、学生に対する評価ですが、それと同時に、ある意味では私の授業に対する評価でもあるので、その結果に一喜一憂していました。

(3) 法学部での演習

法学部の演習では、学生の希望を聞いた上で、特許法関係の重要な判例について学生による発表・議論・検討を行った他、審査・審判の模擬実務演習として、模擬面接審査や無効審判の模擬口頭審理、審決の起案の作成等を行いました¹⁵⁾。残念ながら受講する学生は少なかったのですが、参加してくれた学生は、知的財産法の講義を受講して興味を持ってくれたようで、特に、審査・審判実務に関心を高くもってくれた学生もいました。

演習の開始当初は、学生は判例の要約や発表に慣れていない印象でしたが、最後の方になると慣れてきて議論や質問も活発になったので、ホッとしました。

(4) 研究大学院での演習

研究大学院の演習は、昨年度は受講生がいなかったため開講しませんでした。今年度は修士課程の社会人の学生1名が受講することになったので開講しました。今年度の

12) 東北大学法科大学院のシラバスについては、<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/gaiyou/syllabus.pdf> を参照。

13) 法科大学院の知的財産法を受講した学生の中には、授業の前の予習に4～5時間かけるという方もいました。

14) 東北大学法学部・研究大学院のシラバスについては、http://www.law.tohoku.ac.jp/faculty/study/pdf/syllabus_gakubu.pdf を参照。

15) 前掲14を参照。

内容は、学生の希望により、職務発明について扱うことになりました。関連する判例の他、学説の整理、平成16年の特許法35条改正における議論（産業構造審議会での議論や答申、国会での議論等）の確認・検討、欧米における発明者権の考え方の変遷等についてみていきました。

振り返ってみると、扱った内容が多岐にわたり過ぎ、さらに学生にとっては修士論文を作成しなければならない中での受講だったので、負担が大きく、消化不良を生じさせてしまった面もあると思います。反省すべき点が多々ありました。

私にとっては、欧米における発明者権に関する判例の変遷等初めて触れることが多かったので、資料の選定等の準備は大変でしたが、得るものが大きかったです。

(5) 工学研究科での講義

法学部での講義や演習の他に、工学研究科の技術社会システム専攻¹⁶⁾の「産業財産権概論」の講義を担当させて頂きました。この講義では、産業財産権法である特許法、実用新案法、意匠法、商標法に加えて、パリ条約やWTO・TRIPS協定などの国際的枠組みについても扱いました。また、工学研究科の大学院生が主な対象となっていたので、就職しても役立つように出願書類の作成等の実務的な内容も盛り込むようにしました。

商標法については、実際の講義ではそれほど多くの時間を割きませんでしたが、私にとってまともに勉強するのは審査官コース研修以来であり、ましてや教える立場になるということで、授業内容の検討やレジュメの作成等の準備に非常に時間がかかってしまいました。ただ、商標法制度を改めて俯瞰できたことはとてもよい経験だったと思います。

(6) 東北大学法科大学院メールマガジンの編集

上記の講義や演習の他に、法科大学院の広報委員を拝命し、メールマガジンの担当になりました。東北大学法科大学院では、毎月1回メールマガジンが配信されていますが¹⁷⁾、その編集や配信を行うもので、私の前任の平塚先生（現特許庁特許審査第一部調整課品質管理室長）に引き継いでの担当です。メールマガジンの内容は主に法科大学院の入試情報や講演会の案内等ですが、平塚先生のと時から、

内容を充実させるため、教員や学生のエッセイや法科大学院で開催された講演会の概要を掲載するようになりました。教員や学生のエッセイはなかなか引き受けてくれる方がいないため、主に年に数回行われる講演会の要約を作成するようしていました。

講演会の要約の作成は、事前に講演者に録音やメールマガジン掲載についての了解を取った後、講演会に出席して講演内容を録音し、持ち帰ってテープ起こしをして要約にまとめ、講演者にご確認頂くという作業が必要になります。このうち、テープ起こしと要約作成の作業はとても時間がかかりました。特に、涉外や企業再生といった高度に専門的な分野を扱う弁護士の方の講演のテープ起こしや要約の作成は、その分野独特の専門用語も多く、関連法令や文献を確認しながら作業する必要があったため、大変時間がかかってしまいました。ただ、これまで触れることのなかった分野であり、具体的な事件処理を内容としていたので、大変面白く勉強になりました。

(7) その他

その他、法学部の職員としての仕事として、法科大学院の入試の試験監督、法学部の入試の試験監督、AO入試の面接官、入試の採点の機会を頂いた他、研究大学院の入試問題の作成・採点、近隣の高校への出張講義、競争的資金（科学研究費補助金）等の申請書類の作成のお手伝い等も経験させて頂きました。

また、工学研究科の先生方のご好意により、民法研究会¹⁸⁾や公法判例研究会¹⁹⁾にも参加させて頂きました。民法研究会は月に1回開催され、民法の研究者教員や博士課程の学生が、論文の提出や雑誌への投稿の前に、その骨子を紹介する発表が多かったです。また、公法判例研究会も月に1回開催され、憲法及び行政法の分野の最近の判例について、関連する過去の判例や学説とともに紹介されるものでした。どちらの研究会でも研究者による最先端の議論に触れることができ、発表後の質疑応答の内容も非常に刺激的なものでした。

さらに、微力ながら、(独)工業所有権情報・研修館やその他の団体における研修の講師や特許庁からの調査のお手伝いの仕事もさせて頂きました。これらの仕事の中には

16) 東北大学工学研究科社会技術システム専攻については、<http://www.most.tohoku.ac.jp/> を参照。

17) 東北大学法科大学院メールマガジンは、<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/lawmm/index.html> で参照できます。興味のある方は、是非購読して下さい。

18) 東北大学民法研究会については、<http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyukai/minpou/> を参照。

19) 東北大学公法判例研究会については、<http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyukai/kouhou/> を参照。

準備等が大変なものもありましたが、私の勉強のためにはいい機会だったと思います。

4. 東北大学知的財産部での仕事

上記の法学研究科の教員としての仕事以外にも、東北大学知的財産部の仕事も少し携わる機会がありましたので、紹介させていただきます。以下に紹介することのほか、これまで、特許庁と東北大学知的財産部との懇談会等にも参加させて頂きました。

(1) 東北大学知的財産部について

現在、大学には教育・研究に次ぐ大学の第3の使命とされる社会貢献を果たすことが期待されています。東北大学には、その社会貢献のための取組の1つとして、研究成果を広く社会に還元し産業界への技術移転を推進し、関係機関との連携により産学連携活動を推進することを目的とした産学連携推進本部²⁰⁾が設けられています。そして、産学連携推進本部の下部組織として、知的財産の管理等を行う知的財産部、海外企業との連携・企画等を行う国際連携部、リエゾン及び事務支援等を行う研究協力部産学連携課が設

置されています(図2²¹⁾)。

知的財産部は、知的財産部長を筆頭に7名(技術系職員4名、事務系職員3名)の体制で、学内の知的財産の管理や技術移転の推進の他、学内の知的財産管理制度の普及活動としての「知財説明会」や「特許相談会」等の企画・開催、知的財産審査委員会や知的財産評価部会の運営等、学内の知的財産に関わる様々な業務を行っています。

(2) 東北大学内の知的財産の流れ

学内で教員等により創作された発明等の知的財産は、「東北大学知的財産ポリシー」²²⁾「東北大学発明等規程」²³⁾により原則大学帰属とされますが、大学がその帰属を必要がないと認めた場合は教員等に帰属するものとされています。知的財産を大学帰属とするかどうかを判断するのが、「知的財産評価部会」と「知的財産審査委員会」です。

学内でなされた発明等の知的財産の具体的な流れ(図3²⁴⁾)を簡単に紹介しますと、まず、発明をした教員等から知的財産部に発明届出がなされると、その一部について知的財産部から、承認技術移転機関である(株)東北テクノアーチ²⁵⁾(以下「TTA」とする。)に、その発明についての調査及び評価の依頼がなされます。TTAの調査・評価

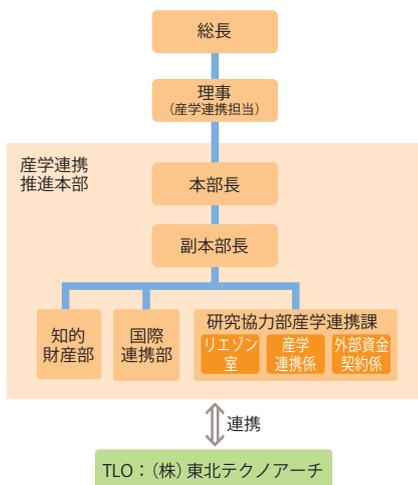


図2 産学連携推進本部の組織体制

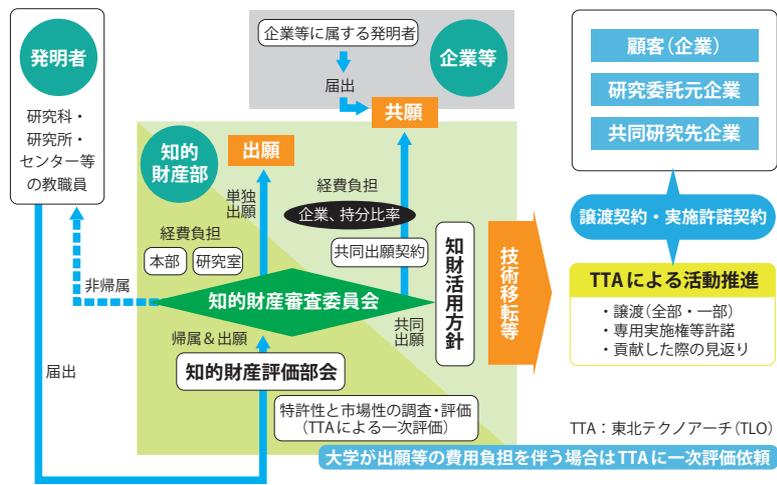


図3 東北大学における知的財産の流れ

20) 東北大学産学連携推進本部については、<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/index.html> を参照。

21) 図2の出典は東北大学産学連携推進本部ホームページ <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/sangaku/organization.html>。

22) <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/files/chipo.pdf> を参照。

23) <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/files/hatumeikitei.pdf> を参照。

24) 図3の出典は東北大学産学連携推進本部ホームページ <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/chiteki/company/flow.html>。

25) (株)東北テクノアーチは、1998年11月5日に設立され、同年12月4日に「大学等技術移転促進法」に基づく承認事業者として、文部科学省及び経済産業省の承認を受けた技術移転機関です。詳細は、<http://www.t-technoarch.co.jp/index.html> を参照。

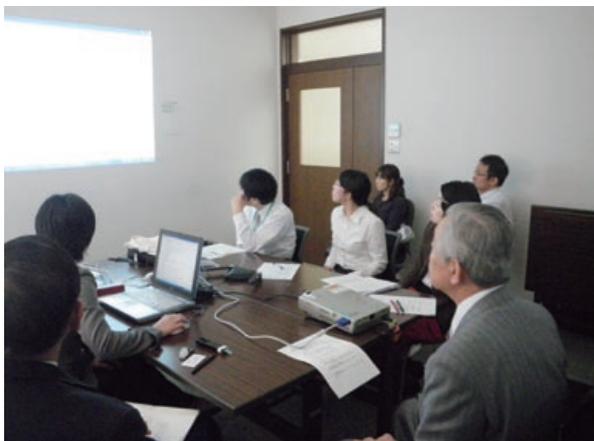
の結果については、知的財産評価部会場で報告されます。主として、特許性や技術移転の可能性についてさらに検討が行われ、その発明を大学に帰属させるか否か（大学帰属となると、大学の負担で出願をすることになります。）について大学としての一次判断がなされます。知的財産評価部会の判断については、さらに知的財産審査委員会場で検討され、その発明を大学に帰属させるか否かについての最終判断がなされます。大学帰属とされた発明については、場合によっては特許出願される前から、TTAの担当者等により、技術移転活動が進められます。

この流れの中で、私は知的財産審査委員会の委員及び知的財産評価部会の部会員の立場で関与させて頂きました。

(3) 知的財産評価部会

知的財産評価部会（以下「評価部会」とする。）は、発明届出がなされた発明を大学に帰属するか否かについて一次的に判断する機関で、毎週1回開催されます。知的財産部長を部会長として、私も含めた5名の部会員で構成されています。部会員の他にも、知的財産部の職員も議論に参加します²⁶⁾。

評価部会の流れですが、東北大学の技術移転機関であるTTAの担当者により、発明届出がなされた発明の概要の説明、先行技術調査の結果の報告、技術移転可能性の調査結果の報告、TTAとしての一次判断について報告されます。そして、その報告に基づいて議論を行い、評価部会としての判断をするという形で進められます。



知的財産評価部会の様子

評価部会では、単に発明を大学帰属とするかどうかの判断だけではなく、海外出願（PCT出願）までするかどうか、特許出願をせずにノウハウとするか、特許出願をしない場合に著作物として保護できるかどうか、特許出願をした場合にどの弁理士事務所へ依頼すべきか等、発明の内容に応じて様々な実質的な判断がなされます。

(4) 知的財産審査委員会

知的財産審査委員会（以下「審査委員会」とする。）は、評価部会でなされた帰属判定の結果について承認をする機関で、毎月1回開催されます。審査委員会は、知的財産部長を委員長として、学内の各研究科や研究所で選任された教員5名と産学連携推進本部の職員2名の委員²⁷⁾で構成されています。

審査委員会では、多くの場合は評価部会でなされた判断がそのまま承認されますが、承認されるまでに、発明の内容等について活発な質疑応答がなされます。また、ある発明の技術移転可能性について他の技術分野でも検討をした方がよいといった提案や、この教員とあの教員の研究を組み合わせると面白い成果が出るのではないかと提案がなされることもあります。

また、審査委員会では、学内の発明届出の推移、特許出願の経過情報、ライセンス収入状況等の統計データが提出されますが、それに基づいて、東北大学において今後どのような対策を取っていくべきか等の議論がなされることもあります。

(5) 今後の課題

2002年に「知的財産戦略大綱」が策定され、その中で「主要な国公立大学において「知的財産本部」の整備を2003年度までに開始」することが盛り込まれました。これを受けて、2003年には、文部科学省の「知的財産本部整備事業」が開始され、東北大学でも知的財産部の前身が設置されました。そして、2004年4月に東北大学を含む国立大学が法人化し、大学が知的財産を組織的に管理するようになってから、7年あまりが経過しました。

現在、各大学に知的財産部門が設けられた頃のブームのような雰囲気はなくなり、大学の知的財産関連業務は比較的落ち着きルーティン化してきたところもあると思います

26) キヤノン（株）の知的財産法務本部長、常務取締役、専務取締役就任を歴任され、今年度から東北大学産学連携推進副本部長に就任された田中信義先生も、評価部会や審査委員会に参加されることもあり、より踏み込んだ議論ができるようになりました。

27) 今年度は、医学系研究科、工学系研究科、農学系研究科、多元物質研究所から選任された教授と法学研究科の私と、さらに、産学連携課長及び知的財産部の弁理士資格をもつ職員の合計7名で構成されました。

が、やはり様々な課題があります。以下に、私が評価部会や審査委員会の仕事を通じて、特に感じた課題を3点程述べたいと思います²⁸⁾。東北大学について感じた課題ですが、他の大学にもある程度当てはまるのではないかと思います。

1点目は、大学の知的財産関連の予算の問題です。現在、国の財政事情により各大学への運営費交付金の圧縮が続いており、これに伴い大学内の知的財産関連予算の確保も難しくなっています。全国に技術移転機関が設立され各大学に知的財産管理部門が設置された頃は、将来的にはライセンス収入により知的財産関連予算をある程度確保できると見込まれたと思いますが、現実にはなかなか難しい面があります。また、成果が具体的に可視化されないと予算の拡大について関係者の理解を得ることも難しくなります。知的財産関連予算の圧縮は、新たな出願のための費用の圧縮に繋がります。既に出願あるいは権利化されたものにも中間管理や維持のためのコストがかかりますが、このコストは出願や権利の累積件数が増加するに伴って増加するので、その分新たな出願のための費用が圧縮されることになるからです。そうすると、新たに発明届出がなされた発明について、必然的に大学帰属とするかどうかの取捨選択が厳しく行われるようになり、このことは、次に述べるように、知的財産の取得に対する意識を低下させてしまうこともあるように感じます。

2点目は、知的財産に関心をもつ教員と関心をもたない教員の二極化の問題です。これまでの国の施策や大学等の関係者の尽力により、全体として知的財産に対する意識は高まってきたといえますが、知的財産に関心のない教員は関心のないままということも多々あるように思います。東北大学内でも、積極的に発明届出をする教員と発明届出を出したことの無い教員の二極化が進んできていると思います²⁹⁾。また、一度発明届出を出したことがある教員であっても、先述したように大学帰属とする発明の取捨選択が厳しくなり、大学帰属とならない(大学が出願予算を負担しない)との判定を受けてしまうと、次に魅力的な発明をしても発明届出の提出を見送ってしまう、知的財産の取得に対する意識が低くなってしまいうということも起きているように感じます³⁰⁾。

3点目は、研究成果についての強い権利の取得の難しさです。発明届出が出された発明でも、調査をすると特許性(新規性や進歩性)がない、技術移転可能性が低いことが明らかになるものも存在します。また、発明自体は魅力的なものなのに、既に学会等で公表されてしまっていたこともありますし、技術移転をする(技術を企業に売り込む)ために必要な実験データが不足しているがそれを補う意思がない、意思があっても費用や手段がないこともあります。特に後者について、教員の主な目的はやはり論文に掲載することなので、学術的にインパクトのあるベストモードのデータが中心となり、強い権利の取得に必要な周辺データや境界データ、比較データが少なくなってしまう³¹⁾ことはある意味で仕方のないことかもしれません。ただ、教員の中には、強い権利を確保することに積極的で、知的財産部やTTAの担当者と密に連絡を取って、研究成果の発表の時期を調整したり、追加の実験データを何らかの方法で取得してくれる先生もいます。

上記の問題に対する即効的な解決策は、残念ながら私には想定できませんでした。やはり、知的財産管理・経営の面でも個別の研究成果の技術移転の面でも、地道に成功事例を増やし、より多くの関係者に関心をもってもらい、あるいは、理解してもらえようようにすることしかないと感じています。また、大学内の研究成果の権利化は、ライセンス収入だけでなく、共同研究等の他の産学連携の機会の増加に貢献していると考えられますが、より多くの関係者の方に理解してもらうためには、その貢献度を可視化できる客観的な手法の確立が望まれます。

5. おわりに

東北大学に赴任する前は、これまで特許庁在職中に考えていた事項について、「あれも調査したい。」「これも検討したい。」と色々目論んでいましたが、授業の準備や依頼を受けた様々な仕事をしているうちに、当初の目論みはほとんど何もできないまま、あっという間に時間が過ぎてしまいました。今振り返ると、もう少しうまく時間を使えたはずだと反省すべき点は色々あります。それでも、大学教

28) 東北大学における知的財産活動の概要・課題の詳細については、塩谷克彦「東北大学における知財戦略と弁理士からの支援」日本知財学会誌, vol.6, No2 (2009) 20～26頁を参照。

29) 前掲25の塩谷20頁には、東北大学において、2008年度に特許出願を行った発明者の数は、全教員の2割強と紹介されています。

30) 実際には、大学帰属にならないとされた発明でも、競争的資金の確保を有利に進めるため、教員が研究費等で出願費用を負担することも多いです。しかし、昨年度は予算の都合上帰属判定が厳しくなる傾向でしたが、その影響もあったのかあるいは他の理由もあるのか、今年度の発明の届出件数が減少しているのも事実です。

31) 前掲25の塩谷22頁参照。

員としての仕事を経験できたことは、私にとって、主に以下の理由で、非常によかったと思っています。

まず、知的財産法、特に特許法について改めて勉強する機会を得たことです。特許庁にいたときは、審査・審判実務に関わる審決取消訴訟関連の判例については多少読む機会がありましたが、侵害訴訟や職務発明の対価請求訴訟、ライセンス関連訴訟の判例全文を読み込むこと、学者の論文を読むこともほとんどありませんでした。今回、教員として出向する機会を得て、教える立場にもなったので、改めて特許法を始めとする知的財産法を体系的に勉強し直すいい機会になりました。

それから、知的財産法以外の法分野にも、民法研究会や公法判例研究会への参加やメールマガジンの編集を通して触れることができたことです。特許法の中の審査・審判で行われる処分は行政処分ですし、審決取消訴訟は行政処分を取消す訴訟ですから、行政法の分野と関連します。また、特許権侵害は民法の不法行為の一態様ですし、ライセンスは民法の契約法に関連します。また、特許法とは関連の小さい内容のものでも、取り上げられたテーマや判例は様々な世相を現わし、社会問題を提起するものもあるので、非常に刺激的なものでした。研究会への参加により、民法や行政法の分野の最先端の議論に触れる機会を得たのは貴重な経験だったと思います。

さらに、東北大学の知的財産部の業務の現場をみることができたことです。私は、各大学に知的財産部門が設立される頃に文部科学省に出向し、産学官連携施策の立案に若干関与する機会がありましたが、その後の各大学での運用はどうなるか、ずっと気になっていました。今回、間接的な立場ではありますが、大学の知的財産業務に関わることができたのは大変有難い機会でした。

そして、今回大学に赴任して、様々な機会を通して色々な方と知り合うことができたのは、私にとって何よりも得難い財産になったと思います。

以上、大変とりとめのない文章になってしまい恐縮ですが、大学での仕事の雰囲気が少しでもお伝えできれば幸いです。



青葉城址の伊達政宗像

profile

杉江 渉 (すぎえ わたる)

1994年4月	特許庁入庁
1998年4月	審査官昇任
1999年7月	工業所有権制度改正審議室
2000年7月	特許審査第三部環境化学審査官
2002年6月	文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課専門官
2004年6月	特許審査第三部プラスチック工学審査官
2006年7月	企画調査課長補佐
2008年1月	特許審査第三部プラスチック工学審査官
2008年10月	審判部審判官 (23部門)
2009年4月	東北大学法学研究科准教授 (現在に至る)